

第4回小矢部市立小中学校再編推進地域協議会での 決定事項及び主な意見について

日時 令和8年5月28日（木） 16時

場所 小矢部市役所特別会議室

1 決定事項

(1) 通学校区について

- ・ 現行の学校区の分割は行わないこととする。

(2) 統合に伴う通学手段について

- ・ スクールバス等を購入又は委託により増車を行うことで、通学手段を確保する。

2 主な意見

(1) 通学校区について

- ・ 東福町で水牧に近いところに現在小学校1年生が一人いるとのことだが、通学校区の見直しについて、保護者の意見を聞くことが必要ではないか。
- ・ 今回の統合に関しては、毅然として現行の学校区のままで東部小学校区が石動小学校区とする方針で、進めていかなくてはいけない。

→現行の学校区の分割は行わないこととし、該当の保護者には、石動小学校となることをしっかり説明したい。

(2) 統合に伴う通学手段について

- ・ 事務局から提示された3案では、案(3)「スクールバス等を購入又は委託により増車を行う」しかないと思う。

→既存の市営バスやスクールバスの枠組みの中では、案(3)しかないと考えている。案(3)で進めていきたい。

- ・ スクールバス路線の追加には、国土交通省の認可が必要か。

→スクールバスは、国土交通省の認可を必要としない。

- ・ 増車予定のスクールバス等のバス停設置について、希望すれば任意の場所で設置可能か。

→ある程度まとまった人数がいる場合には検討できると考えているが、今後の会議で議論を進めていきたい。

(3) 意見交換での意見

- ・統合時期を令和 12 年度よりも早めることはできないのか。子どもたちのことを考えるのなら少しでも早い統合が望ましいと思う。

→令和 6 年度に小中学校再編推進計画を策定した際、児童数の将来予測や小学校が地域との関わりを深める大事な拠点であることを踏まえて、総合的に検討・議論を行った。その結果、統合時期を令和 12 年度と定めている。この方針について、ご理解していただきたい。

合同学習に関するアンケート結果について

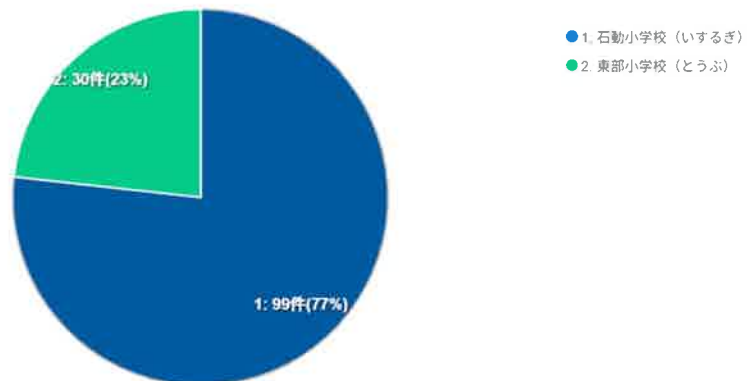
合同学習に関するアンケート結果について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 合同学習 | 5・6年石動小・東部小合同陸上記録会 |
| | 開催日 | 6月9日（火） |
| | 場 所 | 小矢部陸上競技場 |
| 2 | 調査方法 | 学習用タブレット端末及び保護者用連絡アプリ「テトル」を利用し、インターネット上で回答 |
| 3 | 調査対象 | 児童及び保護者 |
| 4 | 対象者数 | 石動小学校 126 人
東部小学校 30 人 |
| 5 | 児童回答率 | 石動小学校 78.57%（回答者数 99 人）
東部小学校 100%（回答者数 30 人） |
| 6 | 保護者回答率 | 石動小学校 32.54%（回答者数 41 人）
東部小学校 53.33%（回答者数 16 人） |

合同学習に関するアンケート結果について（児童分）

1 回答者数

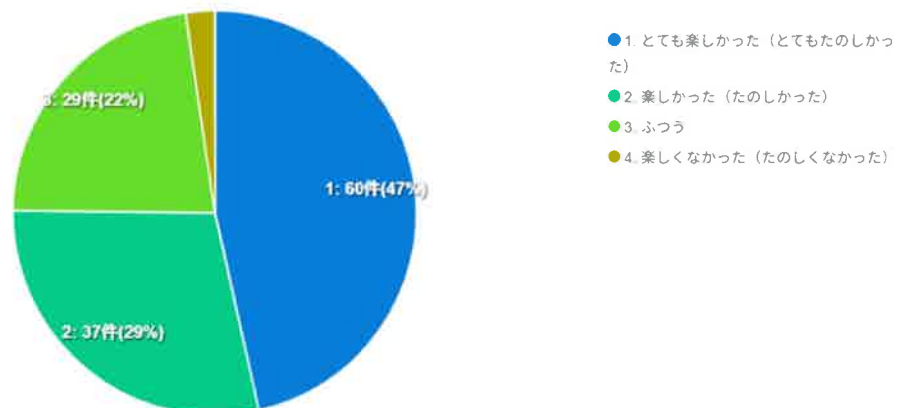
石動小	99
東部小	30
合 計	129



2 回答

(1) 他の小学校と一緒にした合同学習や合同行事は楽しかったですか。

とても楽しかった	60
楽しかった	37
ふつう	29
楽しくなかった	3



(1)－2 それはどうしてですか。（自由回答）

「とても楽しかった」、「楽しかった」の主な理由として

- ・他の学校の人と仲良くなれたから
- ・他の学校の人と話すことができたから
- ・他の学校の人と一緒にできたから

「ふつう」の主な理由として

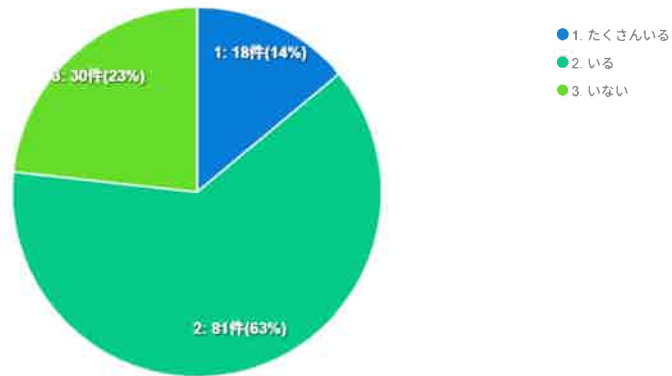
- ・いつもと同じようにしていたから
- ・他の学校の人と話していないから

「楽しくなかった」の主な理由として

- ・興味がなかったから

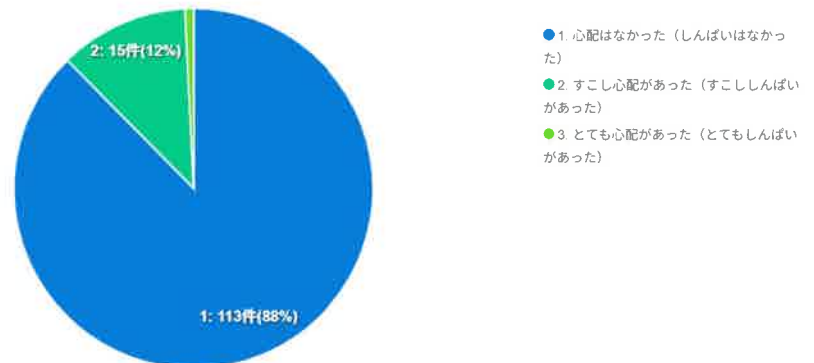
(2) 他の小学校で、なかよくなった人はいますか。

たくさんいる	18
いる	81
いない	30



(3) 他の小学校と一緒にする合同学習や合同行事に心配なことはありましたか。

心配はなかった	113
すこし心配があった	15
とても心配があった	1



(3)ー2 学習や活動をして、気持ちは変わりましたか。(自由回答)

「すこし心配があった」、「とても心配があった」児童の気持ちの変化として

かわった	10
かわらない	3
未回答	3

全体の主な意見として

- ・他の学校の友達をつくるのが大事だと思った
- ・最初心配だったけど、楽しかった
- ・他の学校の人と合同で学習をするのは楽しいと思った
- ・中学校が楽しみになった

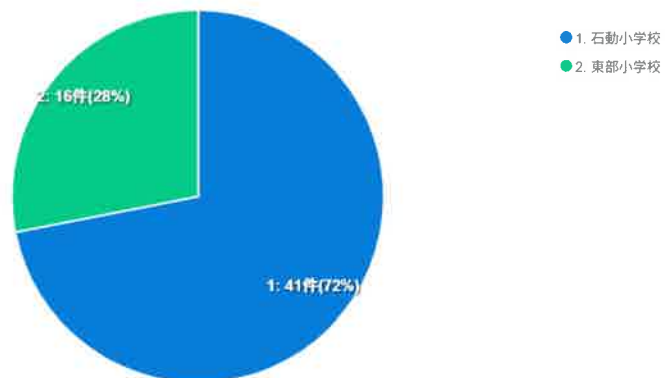
(4) 他の小学校と一緒にしてみたいことはありますか。(自由回答)

- ・サッカー、野球、ドッジボールなどのスポーツ
- ・運動会、宿泊学習、遠足、校外学習などの学校行事
- ・勉強
- ・特にない

合同学習に関するアンケート結果について（保護者分）

1 回答者数

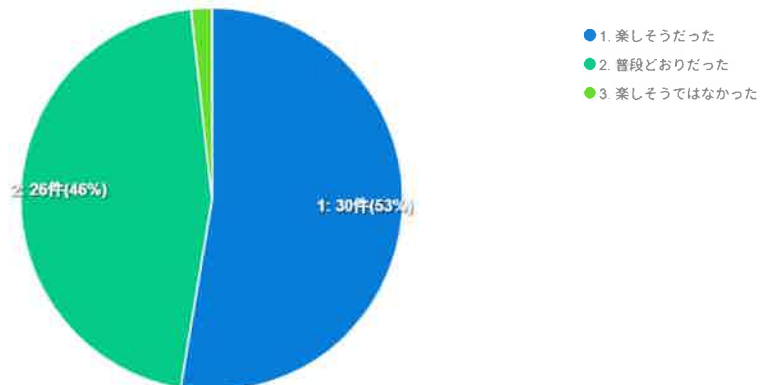
石動小	41
東部小	16
合 計	57



2 回答

(1)他の小学校と一緒にいった合同学習や合同行事を終えて、お子様の様子をお聞かせください。

楽しそうだった	30
普段どおりだった	26
楽しそうではなかった	1



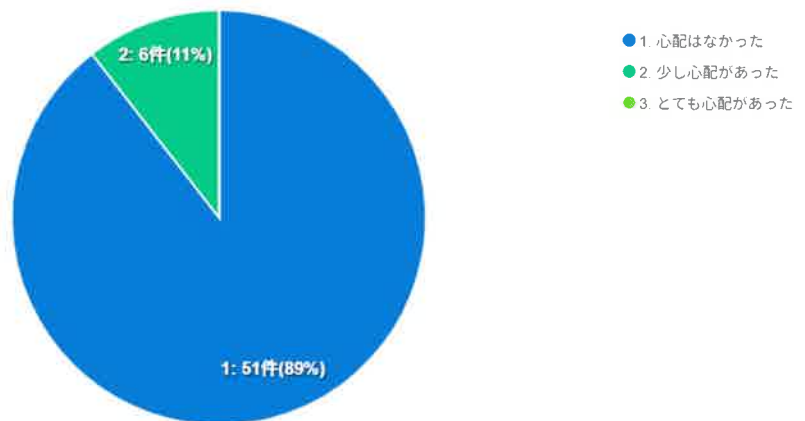
(1)－2 お子様の様子（自由記述）

主な意見

- ・他の学校の子と新しく友達になれたと話していた
- ・同じ保育園だった友達に会えてうれしかったと話していた
- ・他の学校の児童とは話さなかったと言っていた
- ・普段と変わらなかった
- ・楽しくなかったと言っていた

(2) 他の小学校と一緒にした合同学習や合同行事に心配なことがあればお聞かせください。

心配はなかった 51
少し心配があった 6
とても心配があった 0



(2)ー2 理由をお聞かせください（自由記述）

「心配はなかった」の主な理由として

- ・スポ少や習い事等で他校の児童とも会うことがあるから
- ・同じ保育園だった児童もいるから
- ・行く前から子どもが楽しみしていたから

「少し心配があった」の主な理由として

- ・他校の児童になじめるか心配だったから
- ・東部の児童が石動の児童に圧倒されるのではと思ったから

(3) 他の小学校と一緒にする合同学習や合同行事に、どのようなことを期待されますか。（自由記述）

主な意見

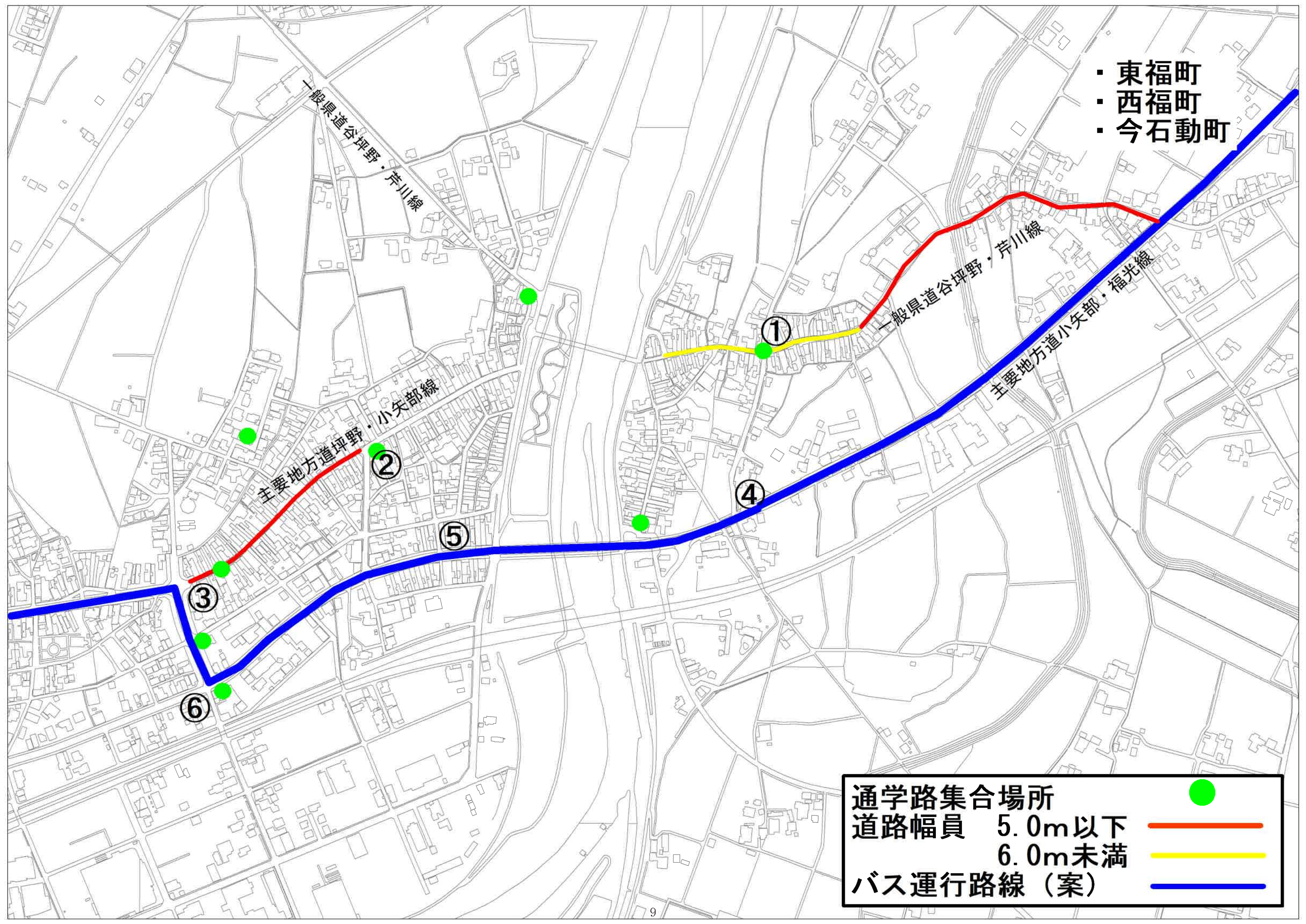
- ・東部小学校は少数派になるので、少しでも石動小学校の子たちと交流を深められたら中学校に向けての心配事も軽減されると思います。
- ・お互いの小学校を尊重できる関係づくりを期待したい。
- ・中学校に入学したときにどちらの小学校出身の子もすぐに馴染めると良いなと思います。
- ・学校の垣根を越えた共同での活動を期待しています。また、石動小に溶け込んでいくことは必要なことですが、東部小の児童として自信と誇りを持って統合を迎えてほしいです。石動小の方々にも東部小やその地域のことを分かってもらえるような機会や、逆に東部小の児童が石動小や地域のことを知る機会もあったらよいのかなと思います。
- ・中学校生活の予行演習。

通学手段について

統合に伴い増車されるスクールバス等のバス停設置場所について、既存の通学路集合場所を基準として、その周辺で候補地を検討しています。

- 1 検討状況 10箇所を候補地として、現地確認を実施しました。
- 2 確認結果 別紙資料
- 3 今後の予定 東部小学校及び東部小学校PTAにもご協力いただき、バス停を選定していきます。

- ・ 東福町
- ・ 西福町
- ・ 今石動町



通学路集合場所
バス運行路線（案）

- ・ 法楽寺
- ・ 桜町
- ・ 西中野

道の駅
メルヘンおやべ

三井アウトレット
パーク北陸小矢部

国道8号

⑧

⑨

⑦

東部小学校

一般県道谷坪野・芹川線

・田川

主要地方道小矢部・伏木港線

10

道の駅
メルヘンおやべ

三井アウトレット
パーク北陸小矢部

通学路集合場所
バス運行路線（案）





①

(東福町)

東福町民家

道幅せまい

大型バス通行不可



②

(西福町)

石動信金福町支店

雨雪しのげる

道幅せまい

大型バス通行不可



③

(今石動町)

中田宅横空地

雨雪しのげない



④

(東福町)

加越能東福町バス停

交通量多い

雨雪しのげない



⑤

(西福町)

加越能西福町バス停

交通量多い



⑥

(今石動町)

米永タイヤ横

民家(空家?)

交通量多い



⑦

(法楽寺)

法楽寺口

雨雪しのげない

やや見通しわるい

やや交通量多い

法楽寺集落まで入ると時間ロスになる



⑧

(西中野)

東部公民館

雨雪しのげる

旋回可能



⑨

(桜町)

桜町公民館

雨雪しのげる



⑩

(田川)

田川公民館

雨雪しのげる

旋回可能

○小矢部市スクールバス停留所建設等補助金交付要綱

平成13年4月27日告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号）第21条の規定により、小矢部市スクールバス停留所の建設等補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、スクールバスの停留所を新築し、増築し、改築し、又は修繕を行う地区を代表する者等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の要件等)

第3条 補助金交付の要件及び交付する額は、次のとおりとする。

区分	交付の要件	補助金の額	交付限度額
新築する場合	補助事業に要する経費が50,000円以上であること。	補助事業に要する経費に3分の1を乗じて得た額	300,000円
改築する場合			100,000円
増築する場合			100,000円
修繕する場合			100,000円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長にスクールバス停留所建設等補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、この事業の要件を満たしていると認めるときは、補助金交付の決定を行う。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、その旨を速やかに補助事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助事業者は、事業の内容を変更し、廃止し、又は中止しようとするときは、スクールバス停留所建設等補助金変更交付申請書（様式第2号）により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業を完了したときは、スクールバス停留所建設等補助金事業実績報告書（様式第3号）により市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、この事業の要件を満たしていると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の額の確定を行ったときは、その旨を速やかに補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

(細則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

(小矢部市スクールバス停留所建設等補助金交付要綱の廃止)

2 小矢部市スクールバス停留所建設等補助金交付要綱（昭和54年小矢部市告示第36号）は、廃止する。

附 則（平成17年 3月11日告示第31号）

(施行期日)

1 この告示は、平成17年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年 2月 1 日告示第15号）

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（令和３年12月24日告示第103号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和５年３月31日告示第47号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和７年３月31日告示第36号）

この告示は、公表の日から施行する。